

昭和天皇の崩御に伴う埼玉県警察職員の訓戒又は注意の免除に関する訓令

平成元年 3 月 20 日

埼玉県警察本部訓令第 7 号

警 察 本 部 長

昭和天皇の崩御に伴う埼玉県警察職員の訓戒又は注意の免除に関する訓令を次のように定める。

昭和天皇の崩御に伴う埼玉県警察職員の訓戒又は注意の免除に関する訓令

埼玉県警察職員（平成元年 2 月 24 日前に埼玉県警察職員でなくなった者を含む。）のうち、埼玉県警察職員懲戒等取扱規程（昭和 54 年埼玉県警察本部訓令第 15 号）第 20 条の規定により、昭和 64 年 1 月 7 日前の行為について、平成元年 2 月 24 日前に訓戒又は注意を受けた者に対しては、将来に向かってその訓戒又は注意を免除するものとする。

附 則

この訓令は、平成元年 3 月 20 日から施行し、平成元年 2 月 24 日から適用する。

附 則（平成 25 年 11 月 29 日警察本部訓令第 30 号）

この訓令は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。